

未払賃金の立替払制度の概要

- 企業倒産により賃金未払のまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を立替払する制度
- 独立行政法人労働者健康安全機構が支払等の業務を実施

1 要件

(1) 事業主に係る要件

- ① 労災保険の適用事業の事業主、かつ、1年以上事業を実施
 - ② 倒産したこと
 - ア 法律上の倒産
破産手続開始の決定(破産法)、特別清算手続開始の命令(会社法)、
再生手続開始の決定(民事再生法)、更生手続開始の決定(会社更生法)
 - イ 事実上の倒産(中小企業事業主のみ)
事業活動停止、再開見込みなし、賃金支払能力なし(労働基準監督署長の認定)
- ※ 中小企業事業主とは、以下のいずれかに該当する事業主をいう
- ・資本金の額等が3億円以下又は労働者数が300人以下で、以下の業種以外の業種
 - ・資本金の額等が1億円以下又は労働者数が100人以下の卸売業
 - ・資本金の額等が5千万円以下又は労働者数が100人以下のサービス業
 - ・資本金の額等が5千万円以下又は労働者数が50人以下の小売業

(2) 労働者に係る要件

- ① 破産手続開始等の申立て(事実上の倒産の認定申請)の6か月前の日から2年間に退職
- ② 未払賃金額等について、法律上の倒産の場合には、破産管財人等が証明(事実上の倒産の場合には、労働基準監督署長が確認)
- ③ 破産手続開始の決定等(事実上の倒産の認定)の日の翌日から2年以内に立替払請求

2 立替払の対象となる賃金

退職日の6か月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している未払賃金(定期給与と退職金(ボーナスは含まず。))。ただし、総額2万円未満のときは対象外。)

3 立替払の額

未払賃金総額の8割(限度あり)

退職日における年齢	未払賃金総額の限度額	立替払の上限額
45歳以上	370万円	296万円 (370万円×0.8)
30歳以上 45歳未満	220万円	176万円 (220万円×0.8)
30歳未満	110万円	88万円 (110万円×0.8)

例)退職日に35歳で未払賃金が200万円の場合は、立替払額160万円

退職日に35歳で未払賃金が300万円の場合は、立替払額176万円

4 実施機関

独立行政法人労働者健康安全機構

※ 立替払の支払事務とともに、倒産した企業(破産管財人等)に対して、立替払した金銭を求償する事務も行っている。